

違法駐車車両に対する措置要領について（概要）

（令和4年2月4日 鹿交指第10号）

本通達は、道路交通法の規定に基づき、警察署長又は警察官等が違法駐車車両に対して行う移動等の措置及び積載物保管等の措置並びにこれらの措置に伴う手続等に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 総則
- 移動の措置
- 保管の措置
- 告知及び公示
- 返還措置
- 売却等の措置
- 等速の嘱託
- 積載物に関する措置
- 負担金の徴収
- 負担金の督促
- 滞納処分
- 審査請求及び取消訴訟の教示
- 受託法人に対する費用の支払い
- 報告

等である。